

人権映画上映会にかかる上映及び広報物作成業務委託仕様書

本仕様書は、大阪市東成区役所（以下、「発注者」という。）が受注者に委託する人権映画上映及び広報物作成業務委託について、業務内容等を示すものであり、受注者はこれに基づき業務を遂行するものとする。

1 業務名称

人権映画上映会にかかる上映及び広報物作成業務委託

2 目的

持続可能な開発目標（SDGs）の根底にある「人権」をテーマとした子ども向けの映画を上映することにより、東成区の子どもたちの人権意識の確立と高揚を図り、差別や偏見のない地域、明るい共生社会をめざすために、児童・生徒及びその保護者向けの啓発事業として本事業を実施する。

3 業務内容

映画「野生の島のロズ」上映にかかる映写技師の派遣・上映機材（音響機材含む）持ち込み等の業務及び映画上映会広報物（ポスター・チラシ）作成業務。詳しくは次のとおり。上映にかかる映写技師の派遣・上映機材（音響機材含む）持ち込み等を行い、映画上映を実施する。なお、音響機材については、上映実施場所の施設の音響設備は使用できないため、受注者が用意し持ち込むこととする。また、字幕ありでの上映となるため、ソフトに字幕がない場合は、別途出映機材やオペレーターを派遣するなどの業務も含む。映画上映会広報物（ポスター・チラシ）作成業務については、本仕様書7映画上映会ポスター及びチラシの作成仕様のとおりとする。

4 契約期間

契約日から令和7年12月6日までの期間とする。

5 映画上映会実施日時及び定員

令和7年12月6日（土）午後

上映回数1回。【定員600名】

6 映画上映会実施場所

大阪市東成区大今里西3丁目2番17号

コミ協ひがしなり区民センター 2階 大ホール

（会場規模：520㎡ 615人収容可能）

7 映画上映会ポスター及びチラシの作成仕様

(1) ポスター

(形状・印刷) A3 版 片面カラー印刷 コート紙 110kg (部数) 100 部

(2) チラシ

(形状・印刷) A4 版 両面カラー印刷 コート紙 90kg (部数) 1,000 部

- ・上映する作品の内容を含んだデザイン作成を行うこと。
- ・チラシデータの提供を行うこと。
- ・デザイン等については、本市担当者と調整し、決定すること。
- ・校正回数については、本市担当者と調整すること。
- ・納入日については、本市担当者と調整し、決定すること。
- ・納入場所については、東成区役所（4 階）市民協働課（大阪市東成区大今里西 2 － 8 － 4）とする。

8 適用範囲

- (1) この仕様書に規定する事項は、受注者がその責任において履行するものとする。
- (2) 本業務委託について、契約書に定められた事項以外は、この仕様書及び発注者の職員の指示によるものとする。
- (3) 受注者は、契約書及び仕様書に明示のない場合、又は疑義を生じた場合は、発注者の担当者と協議するものとする。

9 業務責任者

- (1) 業務責任者は次の業務を行うこと。

ア 業務内容を熟知のうえ、業務従事者を指揮・監督し、必要な指導を行い、迅速かつ円滑な業務の推進を図ること。

イ 委託業務に関連する事項について発注者の監督者と協議し、その指示に従い、発注者の担当者との連絡調整を図ること。

- (2) 発注者は、委託業務の履行に関する発注者としての指示を、受注者の選任した業務責任者に対して行うこととする。

10 業務従事者

- (1) 原則として、委託業務を履行するために必要かつ十分な知識・技能を有する者であること。
- (2) 委託業務履行にあたっては、守秘義務の重要性を十分理解し、履行時に知り得た事項を他に漏らさないなど個人情報保護に努めること。

11 業務報告等

- (1) 受注者は、委託業務が完了したときは、遅滞なく契約期間内に、発注者に業務完了届を提出しなければならない。

- (2) 発注者は、円滑な業務の履行に反する事実があった場合は、受注者に対して調査及び報告書を提出させ、改善を求めることができるものとし、受注者はこれに応じなければならない。

12 再委託について

- (1) 本契約書における「主たる部分」とは次に掲げるものをいい、受注者はこれを再委託することはできない。

ア 委託業務における総合的企画、業務遂行管理、業務の手法の決定及び技術的判断等

イ 委託事業における映写業務・映画上映会広報物作成業務

- (2) 受注者は、コピー、ワープロ、印刷、製本、トレース、資料整理などの簡易な業務の再委託にあたっては、発注者の承諾を必要としない。
- (3) 受注者は、第1項及び第2項に規定する業務以外の再委託にあたっては、書面により発注者の承諾を得なければならない。
- (4) 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定に基づき、契約の性質又は目的が競争入札に適さないとして、随意契約により契約を締結した委託業務においては、発注者は、前項に規定する承諾の申請があったときは、原則として業務委託料の3分の1以内で申請がなされた場合に限り、承諾を行うものとする。ただし、業務の性質上、これを超えることがやむを得ないと発注者が認めたとき、又は、コンペ方式若しくはプロポーザル方式で受注者を選定したときは、この限りではない。
- (5) 受注者は、業務を再委託に付する場合、書面により再委託の相手方との契約関係を明確にしておくとともに、再委託の相手方に対して適切な指導、管理の下に業務を実施しなければならない。

なお、再委託の相手方は、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置期間中の者、又は大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けている者であってはならない。

13 その他

- (1) 上映会場の広さを考慮した映像、音響機材により実施すること。
- (2) 特記仕様書を遵守すること。
- (3) 本仕様書に定めのない事項については、発注者・受注者協議のうえ定めるものとする。ただし軽微なものについては、受注者は発注者の指示に従うこと。

14 担当

〒537-8501 大阪市東成区大今里西 2-8-4 東成区役所 市民協働課

担当者名：古山・鈴木

電話番号：06-6977-9005 FAX：06-6972-2738

メールアドレス：tn0002@city.osaka.lg.jp